

事務連絡
令和5年9月19日

関係各位

総合政策局物流政策課
自動車局総務課企画室
貨物課
整備課

物流・自動車局の設置について

令和5年10月1日付けの組織再編により、現在の総合政策局物流部門と自動車局を統合して、物流・自動車局を設置します。これに併せて、以下表のとおり、課名等が改正される予定です。

また、これらを踏まえた令和5年10月以降の物流政策課及び貨物流通事業課の所掌は、別紙のとおりです。なお、自動車整備課の所掌は、令和5年9月以前の整備課の所掌から変更はありません。

現行	令和5年10月以降
総合政策局物流政策課	物流・自動車局物流政策課（略称：物政課）
自動車局総務課企画室	物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室 （略称：企画参事官室）
自動車局貨物課	物流・自動車局貨物流通事業課（略称：貨物課又は貨流課）
自動車局整備課	物流・自動車局自動車整備課（略称：整備課）

お問い合わせ先

物流政策課 小原（内線 41823）
企画室 玉屋（内線 41152）
貨物課 羽田野（内線 41323）
整備課 本田（内線 42413）



「物流政策課」及び「貨物流通事業課」の所掌について

1. 物流政策課

- 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに総括に関すること
- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の施行に関すること（港湾局及び貨物流通事業課の所掌に属するものを除く）

2. 貨物流通事業課

- 貨物自動車運送事業に関すること
- 倉庫業に関すること
- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第3号に規定する特定流通業務施設に関すること（同条第5号に規定する港湾流通拠点地区に係るものを除く）
- 貨物利用運送事業に関すること
- 石油パイプライン事業に関すること（成田国際空港株式会社が行うものを除く）
- 貨物自動車ターミナルに関すること
- 貨物の運送に係る航空運送代理店業に関すること

※ 破線部は、組織再編により移管された業務